

2024年度
予算要望書及び政策提案書

市民ネットワーク千葉県

◆ はじめに ◆

3年以上も続いた新型コロナウイルス感染症が、第5類へと移行し、高齢者・障害者施設などの定期的な検査など様々な支援が9月末を持って終了したところです。しかし、第9波と呼ばれる感染者増加傾向が続いており、完全な終息とはいえません。新型コロナウイルスの罹患、または新型コロナウイルス予防接種の副反応で、体調が元通りにならない方も多いとの調査結果もあります。また、コロナ禍で経済的に困窮した県民や企業への支援も終了していく一方で、貸付金返済が始まり、更に困窮者を追い詰めています。燃料費高騰・物価高騰が追い打ちをかけ、県民の暮らしはさらに厳しい状況です。

千葉県が1月から3月まで行った第3子以降の給食費無償化は、その後も市町村が独自に第1子から対象にするなどして、継続の動きが出ています。子ども医療費の助成も市町村によって自己負担額が違います。県内一律、給食費及び18歳までの子ども医療費の完全無償化を実施するよう要望します。

福島原発事故由来のALPS処理汚染水の海洋放出が8月24日に始まり、10月5日、2回目の放出が開始されました。千葉県の水産業に直接影響を及ぼす恐れがあることから、国に対して見直すよう声を上げていただきたく、要望します。

9月には、「(仮称)千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例」の骨子案が示され、パブリックコメントでは650人から意見がありました。男女共同参画に関して多くの意見があったとのこと、今後、「(仮称)千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例」で十分書き込めなかった男女共同参画等の条文追加や、あるいは個別の条例化などに取り組むことを要望します。

これからの千葉県が、自然豊かで、すべての子どもが希望を持ち、県民ひとりひとりが自分らしく暮らせる持続可能なまちづくりを求め、市民ネットワーク千葉県は、多くの県民とともに創りあげた予算要望書を提出いたします。知事ならびに執行部におかれましては、なにとぞよろしくご協議の上、来年度の予算編成に反映していただきたく、お願い申し上げます。

2023年10月12日

市民ネットワーク千葉県 共同代表 川口 えみ
伊藤とし子
岩崎 明子

※ ○囲み数字は新規項目
太字は重点項目
下線はその部分のみ新規

自治・行財政改革

【県民参加と情報公開】

1. 重要施策の決定に際しては、タウンミーティング等県民が直接意見を述べることのできる場を必ず設置すること。
2. 条例制定にあたっては、素案公表の際にパブリックコメントを必ず実施するよう、「指針」を改正すること。
3. 「NPO立県千葉」の理念を復活させ、NPO支援予算を拡充すること。
4. 県外へ機動隊を派遣する場合は、「日報」及び「復命書」を必ず作成し、県民に公開すること。
5. デジタル改革関連法が施行に際しては、個人情報の直接収集の原則や、思想、信条、宗教及び社会的差別の原因となる個人情報の収集を行わないという原則を堅持すること、並びに、匿名加工による個人情報の利活用を監視する「個人情報保護審査会」の機能を大幅に強化すること。

【審議会、検討委員会等】

1. 附属機関の委員の選定にあたっては、専門性や技術性が問われる審議会であっても公募による市民枠を設け、一方の性が50%を下らないようにすること。また、議員は除外すること。
2. 会議の傍聴申込は、周知期間を少なくとも2週間は取り、傍聴者に発言の機会を積極的に与えること。非公開の場合は、2日前までに理由も含め周知を徹底すること。
3. 審議会から市町村担当者会議に至るまで、全ての議事録をHPに載せて、県民への情報公開を図ること。

【人事・組織】

1. 内部通報制度を会計年度任用職員も含めて全職員に周知させ、十分に機能させること。また、改正公益通報者保護法に則り、通報者を特定させる情報の守秘を厳守させるようさらに徹底すること。
2. 県幹部（県警も含む）が利害関係のある団体・企業へ転職することを、全面禁止すること。
3. 会計年度任用職員に対しては「同一価値労働・同一賃金」の観点から処遇の改善をさらに図ること。また、その改善状況の数値を、毎年開示すること。

【入札・契約・その他】

1. 公契約条例の制定をめざし「検討委員会」を立ち上げること。

2. 県発注工事において引き上げられた設計労務単価が、最終請負人及び労働者の賃上げにつながるよう、具体的な施策を講じること。また、業務委託についても、支払い賃金の実態について調査すること。
3. 専門性の高い財産取得（高額医療機器や環境管理システム機器など）の高落札率の改善に取り組むこと。
4. 各部局で行っている入札の仕組みを一元化し、全庁的な入札契約制度改革をさらに進めること。
5. 公文書の年号は、西暦も併記すること。
6. 災害時などで、インフラの維持管理が持続的・安定的に行われる、あるいはきめ細かな住民サービスが期待できる「地域維持型契約方式」の導入を検討すること。

危機管理

【防災対策】

- ① 本年9月8日の台風13号による大雨被害の被災住宅支援等の対策について、市費分については、県費でも負担をすること。また、臨時議会を開催するなどして、早期に予算化し対応すること。
- ② 海老川水系流域治水プロジェクトを進めるにあたり、上流に予定されているメディカルタウン構想が下流部に与える影響について、市民参加のもと検証すること。
3. 防災分野における女性参画をさらに進め、市町村防災会議における女性委員ゼロの解消に努め、防災コーディネーターの女性比率を一層高めること。
4. 浸水のリスクが高い地域については、福祉施設や学校などを建てないよう立地規制を行うとともに、宅地造成にはリスクが伴うことを周知すること。
5. 利根川水系や江戸川等の堤防強化を耐越水堤防工法により早急に進めること。
6. 仙台市、鳥取県が先行事例となっている「災害ケースマネジメント」導入を、市町村と連携して行うこと。

【有事・国民保護法制】

1. 「国民保護計画」に基づいて毎年行われている市民を巻き込んだ実働訓練の中止を国に求めること。
2. 国民保護計画に「存立危機事態」が組み込まれるが、同事態では自治体は国民保護の実施主体とはなれない。「保安確保」と「生活関連物資等の安定供給」を司るべき県としての責務を再確認し、地域住民の安全と人権を守る観点から、「国民保護計画」の抜本的見直しを図ること。
3. 防犯カメラについては、「千葉県安全で安心なまちづくりの促進に関する条例」から独立させ、個人のプライバシー保護を主眼に置いた条例を制定すること。

【原子力・核エネルギー】

1. 東海村核施設で事故が起こった場合、本県における放射能汚染等の被害は免れない。とりわけ老朽化した被災原発である東海第二原発に関しては、2021年3月18日の水戸地裁判決を尊重し、再稼働を認めず、即刻の廃炉を求めること。
2. 原発全ての再稼働の凍結を国に求めること。さらに、GX電源法が施行され、老朽原発の60年超運転が可能となったが、運転開始から40年を超える老朽原子炉、BWRマーク1型はすべて廃炉とし、「核燃料サイクル」構想の破綻が明らかとなった現実に鑑み、新たな「GX基本方針」の抜本的見直しも含め、原子力依存のエネルギー・電力政策からの撤退を国に求めていくこと。
3. 核施設の事故直後に速やかに住民に配布するためのヨウ素剤の購入及び保管、40歳以下の住民へのヨウ素剤配布体制を早急に整え、住民にその情報を公開すること。
4. 危険な放射性物質であるプルトニウム燃料が県内の道路を通過するに当たっては国に通過道路の情報公開を求め、県として早急に対策を講じること。
5. すでに完工が26回も延期され、さらに原子力規制委員会により「地盤モデル」の見直し方針が示されたばかりの、安全面・技術面並びに採算性に多くの問題のある六ヶ所核燃再処理工場について、設計・工事計画認可申請を取り下げ、即刻改良工事を中止し閉鎖するよう国と日本原燃に求めること。
6. 福島原発の多核種除去設備（ALPS）処理・汚染水の海洋放出については、本県の水産業に悪影響を及ぼす恐れが大きいことから、今後の放出を停止して陸上保管に戻すよう国と東電に求めること。合わせて陸上保管できる残余スペースの情報の公表、モルタル固化などより安全な方法を検討するよう国と東電に求めること。

【非核・平和】

1. 公正性と公平性に著しく欠ける「日米地位協定」の抜本的見直しを国に求めること。アメリカ軍が保有する劣化ウラン弾や化学兵器、生物兵器の県内持ち込み及び移動を禁止するよう国に求めること。
2. 成田空港など県内の施設の「有事国民保護法」に基づく軍事使用は認めないこと。「土地規制法」に基づき「規制対象区域」に指定された地域、また今後の指定に関しては、常に住民の意思を尊重し、自治体として住民の人権を最大限尊重する姿勢を明示すること。
3. 陸自習志野演習場の大型弾薬庫の運用停止、即時撤去を国に求めること。
4. 陸自木更津基地の「オスプレイ日米共通整備基盤」の機能強化は即刻中止するよう、国と米国側に要請すること。
5. 米軍がエンジンとローターをつなぐギアボックス内のクラッチの不具合発生が墜落事故原因であることを公式に認めた構造的欠陥を有する陸自導入オスプレイ17機の陸自木更津基地への暫定配備と飛行訓練は白紙撤回するよう国に要請すること。

6. 狭小で住宅地、国道に近接している習志野演習場での降下訓練の速やかな中止と、陸自オスプレイの同演習場を用いた訓練は行わないよう国に求めること。
7. 陸自「総隊制」移行に伴う、本県下の旧「中央即応集団」隷下3部隊、松戸基地及び下志津基地の陸自ミサイル部隊の新たな部隊運用については、情報公開と住民への説明責任を徹底するよう国に求めること。
8. 2017年に始まった、習志野演習場での「空挺団降下訓練始め」への米軍の参加、2020年より始まった日米合同訓練並びに2022年より始まった多国籍軍との合同訓練は、今後完全に中止するよう国に要請すること。

まちづくり

- ① かずさDNA研究所には、累計総額約420億6000万円もの補助金が投じられているが、それに見合う成果をあげているかどうか、今後の見通しも含め第三者機関による検証・見直しを行うこと。
2. 千葉県の水政策を国交省のフルプランに丸投げせず、千葉県独自の人口予測と水需給予測に基づいた長期水需給計画を作成すること。
3. 千葉県の過去50年間の渇水状況を精査し、霞ヶ浦導水事業への参画の必要性を検証すること。
4. 工業用水の料金制度を、参画企業の節水努力が反映できるよう、責任水量制から実給水量を反映した制度に移行すること。
5. 新湾岸道路については、検討委員会等に三番瀬再生に関わる市民団体を入れ、三番瀬など貴重な自然環境を完璧に守れるという見通しがつくまで、建設計画を進めないこと。
6. 県営住宅における一人親家庭の入居枠を3割以上設けること。
7. カジノを解禁するIR法の対象となる施設を千葉県内に誘致しないこと。
8. 通学路は制限速度30キロなど、地域の実情に応じた規制や、通学時間帯の大型車両の通行規制を進めること。信号機設置や道路拡幅、歩道整備など用地買収など時間がかかる箇所についても、長期的な計画を策定し、継続的に進めること。
9. 大型車両のアルコールインターロックやADAS機能の装備を進めるための助成制度を設けること。飲酒運転根絶宣言参加への働きかけを更に強化すること。

福祉・保健・医療

【生活困窮者支援】

1. コロナ困窮者支援も含め、中核地域生活支援センターの充実を図るため、予算をさらに拡充すること。
2. 生活保護に関して
 - (1) 福祉事業所の改善

- A) ケースワーカーの人数を増やし、研修を充実させ、資質の向上を図ること。
- B) アパート転居後の利用者の生活調査を行い、就労支援体制に反映するよう指導していくこと。

(2)申請事務の改善

- A) 申請から受給決定までの期間を1週間前後とする「千葉県基準」を設けること。
- B) 扶養照会について、福祉事務所で生活保護申請者に配られる「生活保護のしおり」に、厚労省事務連絡「扶養義務の履行が期待できると判断される者に対して行うこと」を明記するよう周知徹底すること。

(3)住所を持たない申請者について

- A) 各事業所に、住所を持たない生活保護申請者でも必ず申請を受理し、無料低額宿泊所を強要しないよう徹底指導すること。
- B) 県内福祉事務所の、受給決定までの緊急宿泊費と生活資金の貸付制度を調査し、非人道的なケースは改善指導すること。

(4)無料低額宿泊施設について

- A) 入所者の生活改善のため、施設への抜き打ち検査と利用者の意向調査を実施すること。
- B) 施設は一時的な宿泊施設であることから、入居期間は原則3ヶ月とし、利用者の年齢、生活状況等をふまえ、民間アパート等への転居を進めること。

(5)住宅の確保

- A) 県営住宅を、生活保護受給者用住宅として活用すること。
- B) セーフティネット住宅情報提供システムに、生活保護受給者用に特化した低廉で優良な物件の登録を増やすこと。
- C) 一時生活支援事業を実施しているのは、いまだ千葉市、市川市、松戸市、柏市、我孫子市の5市のみである。未実施の自治体に、実施を促すこと。

- ③ 刑務所満期出所者については、中核地域生活支援センターと連携し、相談及びサポート体制を整えること。

【高齢者福祉】

1. 有料老人ホームに対しては、市町村と連携を図りながら未届有料老人ホームに対する届出指導を徹底し、入居者の安全と処遇の改善を進める。
 2. サービス付き高齢者向け住宅のサービスが適正に行われるよう厳正な指導・監査を行い、結果を公表し、市町村にも情報を通知すること。
 3. 高齢者虐待については市町村への支援を強化し、事案終了後も十分な経過観察を行うこと。
- ④ エレベーターのない集合住宅に住む県民が、できるだけ長く住み慣れた自宅で過ごせるよう、階段昇降サポート提供事業者への助成制度を導入・拡充すること。

【障がいをもつ人の福祉と社会参加について】

1. 地域によって受けられるサービスに偏りがないう「医療型児童発達支援センター」が未設置の医療圏域に対しては、人材育成（医師、看護師、リハビリ等）を行い、速やかに設置するよう市町村に強く働きかけること。
2. 「障害者差別解消法」に基づき、千葉県でも差別の実態を把握し、当事者を交えて障がい者差別禁止計画を策定すること。とりわけ、ジェンダーによる複合差別解消の視点をしっかり入れること。
3. 県内自治体に対し、重症心身障害児者および医療的ケア児者の実名名簿を活用して、当事者への十分な支援を行うよう指導すること。
4. 常に不足している医療的ケア児を支援する看護師については、公的病院からの派遣や、公的病院の勤務に学校看護師を組み込むなど緊急に取り組むこと。また、格差の著しい学校勤務看護師の時給アップなど、労働環境改善を図ること。
- ⑤ 地域活動支援事業として、精神面での障害や病気から人前に出られない行き辛さを抱えた人々のための相談事業をオンラインで行っている場合も、実績としてカウントし、補助金の対象とすること。

【保健・医療】

- ① 新型コロナウイルス感染症対策
 - (1) 高齢者施設と障害者施設の職員に対する定期的な新型コロナウイルス感染症PCR検査を再開すること。
 - (2) 新型コロナワクチンの副反応・新型コロナウイルス後遺症について、常設の相談窓口を設置し、伴走型の支援をすること。治療のための研究機関の設置を厚労省に要望すること。
 - (3) PCR検査不正受給について、委託業者による抽出調査でなく、県がすべての受給申請を確認すること。
2. 難病法に指定されていない難病に対し、県独自の助成を行うこと。
3. 重度心身障がい児・者の医療費助成制度に導入した新規自己負担を取りやめること。
4. 緩和ケア病棟をさらに拡充すること
5. HPVワクチンはいまだ副反応被害が深刻であり、4月に始まったシルガード9の副反応の重篤化頻度が高いことから、接種の積極的勧奨中止と、副反応の治療方法の確立と被害者救済を国に求めること。
6. HPVワクチン接種希望者には、副反応として身体的障がい・学習障がい等の多様な症状があるなどの情報提供を積極的に努め、被害を未然に防ぐこと。副反応被害者の実態調査を行い情報提供・救済に努めること。
- ⑦ 男子へのHPVワクチン接種は、副反応のリスクと発生頻度の極めて低い肛門がん、陰茎がん、中咽頭がんを防ぐというベネフィットを勘案してもリスクが大きいため、接種勧奨をしないこと。
8. 乳幼児のワクチン接種による副反応被害を防止するため、副反応被害の情報提供を医療機関で行うこと。

9. フッ化物集団洗口については、危険性や副作用に関する情報を積極的に開示し、希望者以外強制しないよう強く市町村に働きかけること。
10. 看護師・保健師等修学資金の申し込み枠を増やし貸付額をさらに拡充すること。
11. 介護士・看護師が訪問先で受けたセクハラ・パワハラについて、市町村と連携して把握を行うこと。また、兵庫県のような2人以上の職員による訪問サービス提供時の費用の一部補助を県独自で創設すること。
- ⑫ 国民健康保険料の値上げにつながる料金統一化を見直すこと。
- ⑬ 東千葉メディカルセンターにおける赤字解消に向け、年度計画を見直し、経営改善計画を立て、進捗状況を県民に公開すること。
14. コロナ対応に当たって保健所の体制見直しを行い、人員と予算を拡充し、時間外労働の偏りを解消すること。
15. 助産院を産科過疎地で開院するための財政支援を行うこと。

【県立病院】

1. 「次期千葉県立病院改革プラン」では2029年（令和11年）度での収支の黒字化を目指しているが、「利潤より県民の健康を最優先する」という県立病院の本旨に立ち返り、経営優先の改革プランを見直すこと。
2. 厚労省が要請する「公立・公営病院の再編・統合議論」に対し拙速な結論を出さず、県民参加のもと十分な議論をつくすこと。
- ③ 医療事故や過労死を防ぐために医師、看護師のタスクシフト・タスクシェアリングの効果について検証し、さらに労働環境の改善に努めること。

環境

【放射能汚染対策】

1. 8000ベクレル以下の放射性廃棄物の県内発生量と保管量を改めて調査し、公表すること。また、管理型処分場等に持ち込まれた総量についても調査・把握し、公表すること。
2. 8000ベクレル以下の除染土について、国の決定基準の如何に関わらず、県内公共事業には使用しないこと。

【再生可能エネルギー・省エネの推進】

1. 小水力発電、ソーラーシェアリング、太陽熱利用、木質バイオマス等、小規模電力や熱利用の実用化を進め、全国39位と低い再生可能エネルギー自給率を高めること。
- ② 建物の断熱・気密性を向上させるため、新築建築物の施主に対し、断熱性能などの省エネ性能の把握・検討と、自然エネルギー導入の検討を義務付けること。また、窓断熱だけでなく、壁断熱にも補助金制度を設けること。

3. 東京都が勧める「戸建て住宅太陽光パネルの設置義務化」について千葉県でも検討すること。

【残土・産業廃棄物・山砂採取・再生土】

1. 産業廃棄物安定型処分場については、安定5品目以外の廃棄物混入による環境汚染が後を絶たない状況であることから、県内での新設を認めないこと。また、廃掃法から安定型産廃最終処分場という類型を廃止するよう国に働きかけること。
2. 産廃処分場は、観測井の塩化物イオン濃度と水位の数値を毎月県に報告させ、県はホームページで公表すること。また、観測井の測定項目に近年問題となっているPFASも入れ、濃度を公表させること。
3. 君津環境整備センターについては、財政状況を徹底的に調査し、汚染水漏洩の解消や無害化までの事業継続などの能力の有無を厳正に判断すること。
4. 「君津環境整備センター」の汚染水漏洩については、土堰堤の底辺部に遮水シートが敷設されていないことが原因であると、事業者自身が認めていることから、早急に二重の遮水シート敷設を指示すること
5. 廃プラスチックを有価物として大量に保管している事業者に対して、売上伝票を毎月提出させる等、厳しいチェック体制を構築すること。
- ⑥ 千葉県残土条例の持つ「土砂等の不適正な埋立て・盛土・たい積から発生する災害を防止する」という目的を果たすため、「宅地造成および特定盛土等規制法」の対象指定やさまざまな規制に関して、所管の県土整備部と環境部は緊密に連携し、不適正な埋立て・盛土・たい積を取り締まること。
7. 千葉県残土条例の改正
 - (1) 千葉県残土条例の目的に「土地の秩序ある利用」を加え、水源地など、県民の福利厚生に関わる土地は、土砂搬入禁止区域に指定すること。
 - (2) 隣接地権者の同意条項を加え、事業者・土地所有者を連帯保証人とすること。
 - (3) り土の高さ制限の条項を新設すること。
 - (4) 事業完了後は「地歴」を残し、必要に応じて情報を開示できるようにすること。
 - (5) 建設発生土の移動や処分は、自区内処理、県内処理を原則とし、県外残土の受け入れの要件を厳しくすること。
 - (6) 既存の特定事業場に隣接、またはその上に土壌を重ねるような事業計画に対しては許可を与えないこと。
8. 残土搬入車両の過積載・違法改造等の取締りを厳格化し、定期的に行うこと。
9. 「再生土等の適正な埋立て等の確保に関する条例」は、今後「届け出制」から「許可制」とし、また中間処理業者に関する規制と情報開示を進め、厳格に事業者指導を行うことなど条例改正を行うこと。

10. 山砂採取に関しては国有林、県有林を除外し、環境保全の視点と、資源の有効な管理を明確に盛り込んだ千葉県独自の「砂利採取規制条例」を作成すること。山砂採取場周辺は、地下水系の変化、地盤の隆起など地勢調査を行なうこと。

【化学物質対策】

1. すべての県有施設の建物、公園、街路樹などは、できるだけ殺虫剤、化学物質を使用しない「総合防除」を導入し管理し、その結果を公表すること。特に児童相談所、養護施設は居住場所となることから、早急に総合防除での管理を徹底すること。
2. 学校・幼稚園・保育所等の工事については、シックハウス症候群を未然に防止するため、文部科学省の定めた6物質だけでなく、**TVOCも加え**、その規制値を設けること。防蟻剤（シロアリ防除剤）は現在使用しているネオニコチノイド系殺虫剤は健康被害を誘発するので、使用しないこと。化学物質過敏症について、個別相談に対応できるよう相談窓口を設置すること。
3. 化学物質過敏症を診断できる近隣の専門医の情報を調査し、相談者に情報提供できるようにすること。
4. 平成21年策定の「学校に於けるシックハウス症候群・化学物質過敏症対策マニュアル」に最新情報を盛り込み、学校現場で周知・徹底し、施設ごとの調査結果をHPで公表すること。
5. 柔軟剤、制汗剤などによる「香害」被害について、児童・生徒、保護者に周知を徹底し、「香料使用自粛」を求めるポスターを学校や公共施設に掲示すること。

【電磁波対策】

1. 予防原則に則って、電磁波が人体に与える影響について、調査研究を行うこと。
2. 信号や県有施設に5G基地局を設置しないこと。5Gでなくとも特に県営住宅敷地内での基地局設置は電磁波過敏症被害の恐れがあることから、被害の相談等があった場合は速やかに撤去すること。どうしても設置しなければならない場合、住民への事前説明を行うこと。

【水環境と生物多様性】

- ① 小口径井戸に関し、愛知県のような、小口径井戸設置を抑制指導するための指導要領を策定し、設置希望者に対し「小口径井戸設置計画書」を提出させるとともに、現地確認をすること。
2. 県環境研究センターは、地下水汲み上げによる地盤沈下への影響の把握に留まらず、因果関係を立証するデータを公表すること。
3. 林地開発箇所に水源地が含まれる場合は、地域で利用される水の確保に著しい支障を及ぼすことがないよう、また周辺住民の健康に影響を与えないよう、水量と水質検査を徹底することを事業者に指導すること。

4. 合併処理浄化槽の法定検査の受検率が低い原因を分析し、全国平均以上に早急に引き上げる
こと。また、速やかに高度処理型合併処理浄化槽に転換できるよう、県独自の十分な財政措
置を行うこと。
- ⑤ PFASの県内汚染箇所について、発生源の特定を急ぐこと。また、地下水汚染の可能性のある地点
は、飲用水源でなくとも、周辺住民の血液検査を実施すること。
- ⑥ 周辺の用水路のPFOS、PFOAの濃度が1100ng/Lを記録した海上自衛隊下総航空基地、及び、
処理済みではあるが基地内水槽水の濃度が380000ng/Lを記録した陸上自衛隊下志津駐屯地につい
て、基地周辺の土壌や水路、地下水の測定調査を行うこと。

【森林・里山 環境保全】

1. 県内の自伐型林業を進めているNPO団体等と連携し、持続的森林経営が期待できる自伐型
林業の普及にとりくむこと。
2. メガソーラー設置に関しては、地域森林計画対象民有林・国有林、地すべり防止区域、急傾
斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域・特別区域、砂防指定地は、「設置規制区域」として
原則設置禁止とすること。また、事業者に対し、林地開発申請を出す前に、住民説明会の開
催を義務付けること。
3. 複数の自治体にまたがる放置人工林の天然林化を促進するため、県は助言や財源措置など、
積極的に支援すること。
4. 森林環境譲与税を、意向調査や計画づくりなどのデスクワークではなく、手入れの行き届か
ない森林の整備や、ナラ枯れ病対策等現場の取り組みに有効活用するよう、県内市町村を指
導すること。また、森林環境譲与税を活用した森林整備モデル事業を継続発展させ、放置人
工林の広葉樹林化を進めること。

【気候変動】

- ① 「千葉県気候変動適応センター」の目的に「気候変動の抑止と緩和」を入れ、県民に周知すること。
気候変動によるさまざまな問題について分かりやすい動画やチラシを作成し、ホームページに常時ア
ップするとともに、県民だよりなどで発信すること。
- ② 「気候変動を考えるキャンペーン」を実施し、企業や県民ひとりひとりが何ができるかなど、啓もう
に努めること。

食と農

1. 在来種を保全・活用する条例を早急に制定し、施行すること。
2. 国の「みどりの食料システム戦略」に盛り込まれている数値目標にとらわれることなく、県内の有機
農業の健全な発展を推進すること。
3. 学校給食の有機食材採用と有機農産物の公共調達に力を入れるよう市町村に働きかけること。

4. 現業農家の緊急課題である給排水施設の老朽化、更新対策等に予算を厚くすること。
5. 農薬の空中散布を実施する際には、有人、無人ヘリ、ドローンすべてにおいて、散布除外施設・エリアに飛散しないよう最低でも200メートルの緩衝地帯を設定すること。また、登校にかからないように、夏休みに限定すること。
6. 生態系に影響を与えるネオニコチノイド系の使用を規制すること。
7. RNA農薬については、情報収集と十全な検討に努め、安易な導入は行わないよう、生産者と関連団体等に指導すること。
8. 千葉県の多様な農産物を育成するため、種苗法による自家増殖禁止指定品目拡大に歯止めをかけ、県として農家の自家採種の権利を確保する政策を堅持すること。
9. 生産者による有機認証シールの普及を支援すること。
- ⑩ 田んぼダムについて、十分な高さのある堅固な畦畔の整備や、堰板や調整板等の設置により、1/100年規模の降雨があっても、雨水の貯留を畦畔の範囲内に止めることができ、稲の生育や収量にほとんど影響がないことを生産者に周知し、田んぼダムを推進すること。
- ⑪ 放射線イオンビームを放射された「コシヒカリ環1号」系の品種は、カドミウムを吸収する遺伝子だけでなく、稲の生長にも人の生育にも不可欠なマンガンも吸収する遺伝子も破壊されることから、千葉県では、「コシヒカリ環1号」系品種は栽培しないこと。

子ども

【子どもの人権】

1. 子どもをあらゆる人権侵害から救済し、子どもの人権が十分に守られるように、子ども人権条例や、コミッショナー制度を制定すること。
- ② こども基本法第5条にある地方公共団体の施策実施責務に基づき、基本理念に則った子ども施策を実施するために、全庁横断的な体制を整えること。
3. 「子どもの権利条約」を子どもたちに知らせるために、「千葉県子どもの権利ノート」を、学年を決めて毎年県内すべての児童・生徒に配布し、授業等での活用を促すこと。
4. 「わいせつ・セクハラ・不祥事」と称していた事案は、「性暴力・性犯罪」であることを教職員向けのすべての文書に明記し、被害を受けた子どもの心の傷の深刻さをしっかりと周知すること。
5. 人権教育・啓発促進法に則り、人権教育プログラムを受けようにすること。合わせて生命の安全教育への取り組みにも活用できることを精査し、小学校6年間において1度は体験できるよう、県立学校・養護施設・市町村教育委員会に働きかけ、財政支援も含めて支援をすること。
- ⑥ 被害の訴えや権利侵害の主張は大人でも難しいことを踏まえ、CAPのような、子どもや保護者を対象にしたロールプレイングを取り入れた実践的なプログラム実施校を増やすこと。また、県内の特別支援学校で、CAPを実施すること。

7. 千葉県子どもの貧困対策推進計画は、数値目標を盛り込んで改訂し、進捗管理にあたっては、市町村ごとの実施状況を公表すること。また、その成果と課題を毎年、市町村と共有すること。
8. 主権者教育の一環として、高等学校での自治活動を推進し、校則や制服などについても生徒参加で見直しを進めること。主権者教育は小中学生の時から年齢に応じて行われる必要があり、市町村教育委員会へも小中学校における自治活動の推進を働きかけること。
9. 酒々井学すなわち「主権者教育ガイドライン」（総務省作成）を県内の各学校に配布できるよう予算措置し、積極的に活用すること。また、活用の好事例の共有や、紹介の場を設けること。

【社会的養護】

1. 一時保護所については、一時保護期間の短縮に努めること。また、子どもが十分野外活動できるような環境を整えるとともに、10代後半の子どもについては、プライバシーが守られ落ち着ける環境を確保すること。
2. 退所後養護施設に移った子どもの支援を継続し、家に戻った子どもについては市町村とより一層連携を強化すること。
3. 里親制度を市民に広く知ってもらうフォーラムを県内各地で開催し、里親委託率を上げること。レスパイトケアや相談体制を充実させること。
4. 生まれる前から妊婦の相談にのり、特別養子縁組を前提とした里親委託によって、生まれてすぐ家庭の中で育てる取り組みの導入を行うこと。
5. 自立援助ホームに関しては、高校生活支援として昼食代、大学進学者の住居支援、自動車運転免許取得助成など、子どもたちの自立に向けた財政的支援をすること。

【支援を必要とする子どもたち】

1. 就学先の決定は、子ども本人や保護者の意見を尊重すること。進学先の候補を増やす意味でも、各校のバリアフリー化を進めること。
2. 心身の障がいをもつ生徒が通常学校を希望する場合、ハードの整備及び人員体制を整え受け入れること。
3. 障がいをもつ生徒のためだけでなく一般生徒、教職員の怪我などのために、すべての県立学校にエレベーター、車いす対応のトイレを設置すること。
- ④ 高校入学を希望するすべての子どもが入学できるように、公立高等学校の定員内不合格をなくすこと。北海道、埼玉県、京都府など全国15道府県が行っているように、定員内で不合格を出す可能性のある高等学校長は合格発表前に県教育委員会に相談して、県の支援で改善できるようにする事前協議を実施すること。
- ⑤ 常に不足している医療的ケア児を支援する看護師については、公的病院からの派遣や、公的病院の勤務に学校看護師を組み込むなど緊急に取り組むこと。また、格差の著しい学校勤務看護師の時給アップなど、労働環境改善を図ること。

- ⑥ 医療的ケア児が県立特別支援学校に通う際の、保護者負担軽減のため、広島県の取り組みのように、看護師が乗ったタクシーで送迎する仕組みを作る等、対策を検討すること
- ⑦ 子育てに困難を抱え、ペアレントトレーニングが必要と判断される保護者や、希望する保護者が早期に受講できるよう、積極的に働きかけること。

【学校教育】

- 1. 教育予算の一層の拡充を早急に行うこと。
- 2. 小中学校全学年を最大30人学級とし、副担任を配置するなど一人ひとりに合った学級運営が行えるよう体制を整えること。
- 3. 正規職員とすべきところを臨時的任用講師で充当しているいわゆる「定数内欠員補充講師」をなくし、正規職員にすること。
- ④ 教職員確保について、給与など待遇改善の具体的な対策をとること。
- 5. GIGAスクール環境の構築においては、各教室のアクセスポイントから十分な距離をとり、インターネットを使用しない時には、手元スイッチでルータの電源を切る、電磁波の影響を受けない部屋を設けるなど、電磁波による健康被害に十分配慮するよう実施市町村へ周知すること。
- 6. 性の情報があふれる中、低学年から現実に即した性教育を行うこと。
- 7. 低年齢での妊娠・中絶・性感染症などが増加している現状から、教員が正しい知識を持って対応ができるように保健師・助産師などの専門家による研修を拡充すること。
- 8. 各自治体に1人以上のスクールソーシャルワーカーの配置ができるように市町村への委託事業に切り替えること。また、市・県配置にかかわらず、日常的な情報連携を行い、小・中・高と切れ目ない支援につなげること。
- 9. 県立中学の教科書採択にあたっては、これまでの不透明な採択方式を改め、専門調査委員会、選定審議会、教育委員会の教科書採択に関わる会議を全面公開し、教育委員会で公正な採択を行い、議事録も全て公開すること。
- ⑩ 長期病気療養、入院などで通学できない児童・生徒のためにテレロボを使ってリモート授業が受けられるよう環境整備を行い、学習権を保障すること。
- ⑪ 「学校における熱中症対策ガイドライン」を厳守すること。児童生徒の体調が悪化した際は、急変する事態を常に想定し、ただちに必要な措置を行うよう徹底すること。

【県立高校・私学助成】

- 1. 県立高校の施設整備については、学校現場の修繕・改修要望に応えるため、さらに予算を拡充すること。
- 2. 千葉県独自の給付型奨学金制度を早急に新設すること。
- 3. 「生徒の健康の保持増進に資するため、適正な夜間学校給食を普及充実する」とする法の趣旨を遵守し、定時制高校夜間給食を復活させること。それまでは夕食費補助事業を拡充し、自己負担を軽減すること。

4. 佐倉南高校夜間部生徒の通学に伴う交通不便と経済的負担について、通学定期への補助や、返済不要の奨学金制度、スクールバスなどの対応を検討し、できる限り生徒の負担軽減に努めること。

【図書館】

1. 新県立図書館の整備にあたっては、県立図書館職員の意見を聞き、反映させること。
- ② 視覚・聴覚障がい、読字障がいなどをもつ人が利用できる書籍とサービスの拡充を行うこと。
3. 「第4次千葉県子ども読書活動推進計画」に沿って、図書館未設置の市町村への働きかけや学校図書館への支援の充実を図ること。
4. 県内の学校図書館や、子どもと本をつなぐ活動をしている団体等への支援として、毎年刊行される児童書を全点購入し、展示すること。ブックリストやおすすめ本のレビューの配布、選書などの相談に応じること。希望に応じ、県内何か所かで相談会を開催すること。
5. 図書館職員・学校図書館職員・公民館職員のための研修は、基本的研修以外に、それぞれの図書館で必要な内容をブラッシュアップしていける内容の講座を複数回行うこと。遠隔地等、研修会に参加しにくい職員のためにオンラインの活用や、県立図書館職員を派遣しての研修を行うこと。
6. 県内の外国人の居住の実態を踏まえ、1人でも日本語の学習ができるような参考書やテキスト類、各国語の絵本など、展示すること。リストの配布、選書の相談等に応じること。
- ⑦ 日本語を母語としない児童生徒に対して、学校とも協力して、図書館に多言語の書籍があることを紹介する機会を作ること。

【教育委員会】

1. 教育委員会の委員の選任にあたっては、男女同数を基本とし、公募・市民推薦も取り入れ、多様な分野からの登用をすすめること。
2. 請願や陳情については、教育委員会会議で例外なく審査すること。また、提出者に対し、その案件の取り扱い方法や結果を文書で通知すること。
3. 月例の教育委員会の前に開かれる教育委員勉強会の議事録を作成公表すること。
4. 教科書選定に関し、印旛採択地区は9市町と構成団体が多すぎるため2～3分割にし、会議を公開すること。
5. ゲノム編集トマト苗の無償配布の申し出があった場合、各学校に受け取らないよう指導すること。

ジェンダー

- ① 千葉県男女共同参画条例を県民参加で作ること。
- ② DV被害者支援にあたっている団体との連携では、2024年施行の困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の趣旨に則って行うこと。特に一時保護に至る過程で把握される相談者の声を県の施策に活かすなど、多様なニーズに応じた支援を実施すること。

3. 経済的に厳しい運営状況にある民間シェルターに対しては、国の交付金の活用だけでなく、県独自の財政支援をすること。
4. DV防止基本計画の実施にあたっては、千葉県男女共同参画推進懇話会との連携をはかり、男女平等の理念にのっとり、DVがジェンダーに関わる人権問題であるとの認識に立ち男女共同参画課が主体となって取り組むこと。
5. 「若者のためのDV予防セミナー」を一度も実施していない高校への働きかけを強化すること。
6. 高校生のデートDVの実態調査を、回答者のプライバシーを守る方法で実施すること。
7. 男性無業者とは異なる特性のある女性無業者に関する勉強会を開催し、適切な施策を実施すること。
8. LGBTは障害ではないとの認識を全庁で共有し、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」の解釈指針から性同一性障害の記述を削除すること。
9. 男女共同参画課としてLGBTの課題に取り組み、LGBT専門の電話相談を設け、窓口には適切に対応できる人（当事者など）を配置すること。
- ⑩ LGBTの理解を深めることは喫緊の課題であることを踏まえ、全教職員を対象にLGBTに特化した研修を行うこと。
11. 性自認に不安を持つ生徒児童が相談しやすい環境を整えること
12. 男女共同参画センターフェスティバルの自主事業やワークショップは、男女平等の視点にたった内容とすること。
13. 性被害に対するワンストップ支援事業について、市町村の連携病院では継続した相談は難しい。特に東葛方面では相談者の交通費の負担も大きい。継続したカウンセリングのために、東葛方面で対応できるセンターを設置すること。
14. 県庁組織でのセクハラ・パワハラ相談に対応するライフプラン相談室は、外部委託し第三者機関とすること。
15. 妊娠SOSについては、より相談しやすい環境を整えること。
16. 千葉県行政全体を、性別に基づく固定概念にとらわれないことや男女の多様なイメージをもつことの視点で、点検すること。また千葉県男女共同参画苦情処理委員制度が及ばない警察、教育委員会、病院、議会、企業局においては、男女平等の視点で施策全体をそれぞれの部署で検討すること。
17. 政治分野における男女共同参画の推進に関わる法律の趣旨に則り、女性議員を増やすために千葉県としての施策を継続すること。
18. 千葉県男女共同参画推進センターにおいては会計年度任用職員も含めた職員の研修を実施すること。
19. 千葉県男女共同参画推進センターは、ジェンダー課題にとりくむ市民団体の要望をセンターの施策に反映させること。
- ⑪ 千葉県男女共同参画計画の指標に対する目標値の設定が適切か、見直すこと。達成度については、毎年すべての項目を確認すること。
21. 県庁組織の女性管理職についての数値目標を25%にすること。
- ⑫ 育休取得などの子育て支援、高齢者の健康管理など多方面でジェンダー統計を活用し、利用者視点でのきめ細かな施策を実施すること。

人権

1. 人権侵害に対し責任をもって解決できる権利擁護機関を早急に設置すること。
- ② 仮放免中や滞在ビザを持たない外国人の医療支援と住宅支援を進めること。また、民間の支援団体への助成を実施すること。
3. 定住外国人の地方参政権を認めるよう国に求めていくこと。
4. 幼児教育、公教育、公的行事において、君が代・日の丸の強制を行わないこと。
5. パートナーシップ制度について、市町村が条例を策定するよう勧奨すること。
- ⑥ 警察の捜査に関しては、必ずドライブレコーダーを証拠として採用すること。

千葉県立美術館

1. 広く県民に意見を募り、千葉県立美術館の独自性を吟味、確立すること。

千葉市美浜区 (すべて新規項目です)

1. 県が所有する未利用地・施設跡地について、ゴミが捨てられたり、木や草が繁殖したりすることで周辺環境が悪化する懸念がある。次の整備が始まるまでは適切に管理すること。
2. 県が所有する未利用地・施設跡地について、事実とは異なる噂が広まり、不安をかきたてたり、住民相互のいざこざが起こったりしないよう、処分・活用に関する検討状況を、立て看板や説明会などで知らせること。
3. 検見川の浜、幕張の浜について、散策したり、活動したりする人たちが強い陽射しから一時的に避難することができるよう、あずまやを再建すること。
4. 幕張の浜（幕張A浜）の砂の浸食が著しく埋め立て時のフレコンバッグが露出、流出する状況になっている。浜辺に砂を入れるなど適切な管理をすること。
5. 豊砂の浜（幕張C浜）について、プラスチックや漂流ゴミを回収するボランティア清掃活動を支援し、同時に、避難路の確保やゴミの搬出がやりやすくなるよう、環境生活部、県土整備部、病院局、千葉港湾事務所、県下水道公社、総合救急災害医療センター、千葉土木事務所の連携が図られるようにすること。
6. 美浜区内の県有地について、真砂5丁目の企業庁跡地やコミュニティセンター跡地などの土地については、市に寄せられた市民の声も聞き計画すること。